

公の施設の指定管理者における業務状況評価

平成20年10月 3日

施設名	室戸体育館	所管課名	土木部公園下水道課
-----	-------	------	-----------

1 施設の概要

指定管理者名	室戸市	指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日 平成20年4月1日～平成22年3月31日
施設所在地	高知県室戸市室戸岬町6811番地		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の運営に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設等の利用に関する業務 (2) 施設等の利用料金の徴収 2. 施設等の維持管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設等保守管理業務 (2) 清掃業務 (3) 植栽管理業務 (4) 警備業務 3. 体育館全般に係るその他の業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 体育館の利用案内 (2) 団体、ボランティア等との協力、連携 (3) 体育館に関する情報の提供 (4) 体育館に関する要望及び苦情の処理 (5) 緊急対応体制の確立 4. 物品の使用等 		
施設内容	<p>○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など</p> <p>【建物面積】 2,595.6㎡</p> <p>【アリーナ】 面積: 36m×32m(バスケットボール1面、バレーボール2面) 施設・設備: 会議室(440円/時)、照明設備(半面450円/時)、放送設備(240円/時)、冷暖房設備(100円/時)、持込み電気機器(1口250円/時)、シャワー(1回100円)、テニス1式(640円/日)、バドミントン1式(450円/日)、卓球1式(210円/日)、運動靴1足(100円/日) 開館時間: 9:00～21:00 休館日: 12月29日～1月3日 料金: 高校生以下1,200円(9:00～17:00)、その他の者2,400円(9:00～17:00)</p>		
職員体制	室戸市生涯学習課に担当職員(兼務)を1名配置し、体育館の事務管理は、日中(8:30～17:00)は臨時職員2名が対応し、夜間(17:00～21:00)は室戸市シルバー人材センターに業務委託。		

2 収支の状況

単位:円

		18年度(決算)	19年度(決算)	20年度(予算)
収入	県支出金	5,599,000	5,599,000	5,599,000
	使用料・手数料	317,410	254,800	261,000
	その他	141,476	122,035	140,000
	収入計 (a)	6,057,886	5,975,835	6,000,000
支出	事業費	0	0	0
	管理運営費	3,384,654	3,275,637	2,996,000
	人件費	3,383,187	3,405,065	3,004,000
	その他	0	0	0
	支出計 (b)	6,767,841	6,680,702	6,000,000

3 利用状況

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(目標)
①年間利用者数(単位:人)	4,606	3,618	4,000
②利用者意見等の反映	○ 利用者アンケート等の実施状況(時期・方法・回答数・調査結果等) 実施なし		
	○ その他 アマチュアスポーツの使用料を室戸市内の体育館と同じ料金に設定し、利用者の利便性を図っている。		

4 平成19年度業務評価

項 目	状 況 説 明
①適正な管理運営の確保	室戸体育館は室戸市が管理している室戸中央公園に位置しており、体育館の職員は、体育館の使用申請や対応に従事し、施設の運営や物品管理、施設の修繕、事故対応等は体育館職員が室戸市に連絡し、対応している。 また、植栽等を室戸中央公園と一体的に管理することで、効率的な運営を図っている。
②利用者サービスの維持向上	同市の教育委員会の社会体育事業を活用したり、利用者に新しいパンフレットを配布することで、利用促進に努めている。 また、市立体育館と利用料金や開園時間と同じにすることで、利用環境を改善し、利用率の向上を図っている。
③利用実績	室戸市内の体育館と県立体育館の管理担当部署が同じであるので、自家用車の利用者には県立体育館の利用を勧める等、二つの体育館で利用調整を図ったが、昨年度と比較してアリーナの利用人数が減少しており、それに伴い付属設備の照明設備等の利用も減少している。
④収支の状況	市立体育館と利用料金を同額とすることで、利用率の向上を図っている。 自主事業を実施し、公園管理収入に充当しているが、室戸市からの一般財源からの充当で赤字を補填している。
総合評価	室戸市が管理している市立体育館と利用料金や開館時間を同じにして、利用促進のためのサービス向上に取り組み、適正な管理運営がされたと認められる。
	B

【評価の目安】 A:仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
 B:おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
 C:仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
 D:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの